

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。各施設においては、各業種別ガイドラインを遵守し、定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底してください。

【屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント】

感染リスク	感染防止策
接触感染 ・感染者の身体が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスクの増加	・こまめな 手洗い の励行 ・出入口、トイレ等での手指消毒 ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人とが 触れ合わない距離 の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
飛沫感染 ※5 μ m以上の粒子 ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスクの増加	・ マスク着用 （飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・ 演者が発声 する場合には、 舞台から観客の距離を2m確保 ・ 劇場・ホール内での食事 は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため 自粛 を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
マイクロ飛沫感染 ※5 μ m未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み ※ 大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・ 大声を伴うイベント では隣席との 身体的距離の確保 ・同一観客グループ内では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため 換気を強化

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙9」を編集

【エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について】

感染リスク	エビデンス・実績	必要な感染防止策
大声を出す ○合唱（演者間の距離） ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染	○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション	○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の 体調・行動管理 ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた 適切な対人距離 の確保 例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等 ・ 適切な換気 の実施（測定装置の設置等）
食事をする ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散	・食事時の飛沫飛散の 実測	○映画館 ・ 会話等の発生が生じていない実績 ・ 食事時の会話厳禁 （注意喚起、監視体制等） ・ 食事時以外のマスク着用厳守 （必要に応じ配布等） ・ 食事時間の短縮 ・ 適切な換気 の実施（測定装置の設置等）
参加者の自由行動を伴う ・会場内での 密接・密集 の発生による 接触感染、飛沫感染 の増加可能性 ・固定席に比べ、 接触機会 が増加	・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション ・感染防止策を講じた 実証実験	○野外ロックフェス、初詣 ・ 移動時の適切な対人距離 の確保（誘導員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限 、ビニールシート等を用いた 適切な対人距離 の確保 ・ 飲食の適切な制限 、 過度な飲酒の禁止 ・ 大声が発生しないよう注意喚起

※令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「来年2月までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」の「別紙7」を編集

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍感し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



※令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会「資料3-4」を抜粋

本ガイドラインは、政府のこれまでの知見を踏まえ、「接触感染」、「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」に対する「感染防止策」を徹底し、適切に施設を利用していただけるよう示しています。

特に、施設利用等によるクラスターの発生を予防するため、「予約制」の導入、「利用者名簿」の管理、「接触確認アプリ（COCOA）」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等の利用をお願いします。

このガイドラインの社会体育施設とは、次の施設をいう。

体育館・青少年センター（競技場（1）（2）・剣道場・柔道場・弓道場・多目的室（1）（2）（3）・大会議室・第2研修室・トレーニングルーム）・川西運動場・中央公園野球場・中央公園芝生広場・東浜庭球場・西浜庭球場・芦屋公園庭球場・海浜公園水泳プール・朝日ヶ丘公園水泳プール

1 社会体育施設の利用者に実施していただく事項

（1）社会体育施設の利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

（2）社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際の留意事項

社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際には、以下の点にご留意ください。

なお、運動・スポーツ以外の目的（文化教室や会議等）で利用される場合には、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を遵守してください。

ア 十分な距離の確保

運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。会話は控えめにすること

イ 位置取り

走る、歩く運動・スポーツにおいて、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線で並ぶのではなく、並走等の工夫すること

ウ 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないこと

エ タオルの共用はしないこと

オ 施設利用のミーティング等においても3つの密を避けること

カ 観客については、観客同士が密な状態にならないように留意し、大声での声援を送らないことや会話を控え、会話をする場合は、必ず、マスクの着用を行うこと

キ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。

また、大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

ク 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

ケ 施設運営者の指示に従うこと

（3）利用定員数の縮小

利用定員数50%を上限とする。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数を上限とする。

ア 競技種目により利用者数は異なるが、施設面積に応じた入場制限をする。

イ 観客については、観客同士が密な状態にならないようにする。

(4) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(5) マスクを着用

ア 来館する際は必ずマスクを着用してください。

イ 運動・スポーツをしていない間や観客については、原則、マスクの着用してください。

(6) 手洗い、手指消毒

施設入口において、アルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(7) 対人距離の確保

受付に並ぶときや座席に座るときなど、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(8) コロナ追跡アプリ等の活用

入場する際に入り口に掲示している、「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを読み取って登録してください。（スマートフォン等をお持ちでない方は不要です。）

(9) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物を流してください。

(10) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(11) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(12) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行なうよう努めてください。

(13) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(14) 各競技団体等ガイドラインの遵守

運動・スポーツにかかる各競技団体等から競技別ガイドラインが発表されている場合には、本ガイドラインとともに競技別ガイドラインも遵守してください。

2 施設管理者において実施する事項

施設管理者は下表に示す感染防止対策等を行う。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

(1) 徹底した感染防止対策等		
①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求まる。 ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（業種別のガイドラインで定める） ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発生がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、飲食可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払戻し措置 ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる

		・合唱等，声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催事前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り，予約システム，デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が，業種別ガイドラインに従った取組を行う旨，HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により，入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ※来場者の区画を限定，管理した花火大会などは可。具体的には，①身体的距離の確保，②密集の回避，③飲食制限，④大声禁止，⑤催物前後の行動管理，⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは，事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限，施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「別紙1」を編集

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

(2) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(3) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する。

マスクをお持ちでない方がおられた場合は，主催者（代表者）側でマスクを準備し，着用率100%となるよう注意喚起を行う。

(4) 手洗い場所の確保，手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(5) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき，37℃以上の発熱がある場合は利用又は入場をお断りする
場合があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し，37℃以上の発熱がある場合は，本人に体調等を確認のうえ，場合によっては利用又は入場をお断りする。

(6) 対人距離の確保

ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし，混雑時には，身体的距離（最低1メートル）の間隔を空け，互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。

イ 受付等に行列ができる場合には，身体的距離（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

ウ 利用については，競技種目ごとに感染拡大予防の観点から利用数の上限を定める。

エ 観客者数については，観客同士が密にならないように留意する。

(7) コロナ追跡アプリ等の活用

入り口に「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを掲示し、来場時に、QRコードの読み取り登録を促す。(スマートフォン等をお持ちでない方は、不要。)

(8) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(9) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。
なお、換気ができない場合は利用不可とする。

- ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。(機械換気でも可)
- イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(10) 館内の消毒

1日2回(午前と午後)以上、アルコールで館内の消毒を行う。

(11) トイレの消毒、使用等(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。
- ウ 混雑するときは、身体的距離(最低1メートル)を確保して整列を促す。

(12) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するように周知する。ただし、混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。
- イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。
- ウ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒する。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

(13) スポーツ用具の管理

- ア スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにする。(利用者が所有するスポーツ用具を持参)
- イ スポーツ用具の貸出しはしない

(14) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ごみの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託業者に準備してもらう。)

(15) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。施設利用者の名簿によらない不特定来館者については、名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる学習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

4 市主催イベント・大会等の開催について

市主催イベント等は感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

[改定年月日]

令和2年 7月 1日改定

令和2年 7月23日改定

令和2年 8月24日改定

令和2年 9月19日改定

令和2年12月 1日改定

令和3年 1月13日改定

（1月18日適用）

令和3年 2月25日改定

令和3年 3月 4日改定

（3月 8日適用）

令和3年 4月 2日改定

（4月 5日適用）

令和3年 5月10日改定

（5月12日適用）

令和3年 5月31日改定

（6月 1日適用）

令和3年 6月18日改定

（6月21日適用）

令和3年7月9日改定

（7月12日適用）

令和3年7月30日改定

（8月2日適用）

令和3年8月18日改定

（8月20日適用）

令和3年9月30日改定

（10月1日適用）